

丹波山村の給与・定員管理等について

1 総括**(1) 人件費の状況（普通会計決算）**

区 分	住民基本台帳人口 (令和 7 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和 5 年度の人件 費率
令和 6 年度	5 0 1 人	1,671,995 千円	47,011 千円	306,565 千円	18.33 %	19.6 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

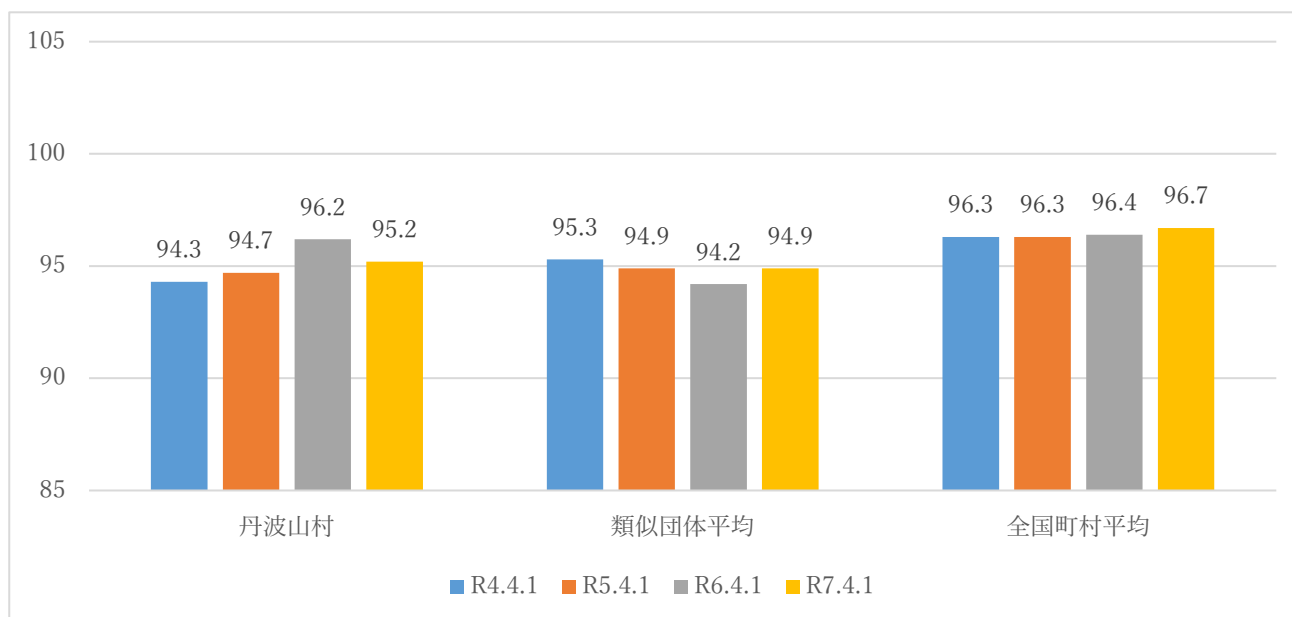
区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
6 年度	1 9 人	69,452 千円	13,214 千円	26,406 千円	109,072 千円

(参考) 一人当た り給与費 B / A	(参考) 町 村 類 型 I - 2 平均 一 人 当 たり 給 与 費
5,741 千円	5,693 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和 6 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラ ス パ イ レ ス 指 数 の 状 況

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

職員の平均年齢が上昇しているため

(4) 給与改定の状況

※人事委員会未設置のため記載なし

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の7级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

＊丹波山村では地域手当を支給しておりません

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波山村	37.8 歳	301,400 円	351,600 円	346,300 円
山梨県	42.7 歳	336,855 円	413,968 円	371,295 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.1 歳	311,700 円	363,700 円	339,800 円

② 技能労務職

* 丹波山村では技能労務職を採用していません

③ 教育職

* 丹波山村では教育職を採用していません

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		丹波山村	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	226,728円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	195,472円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

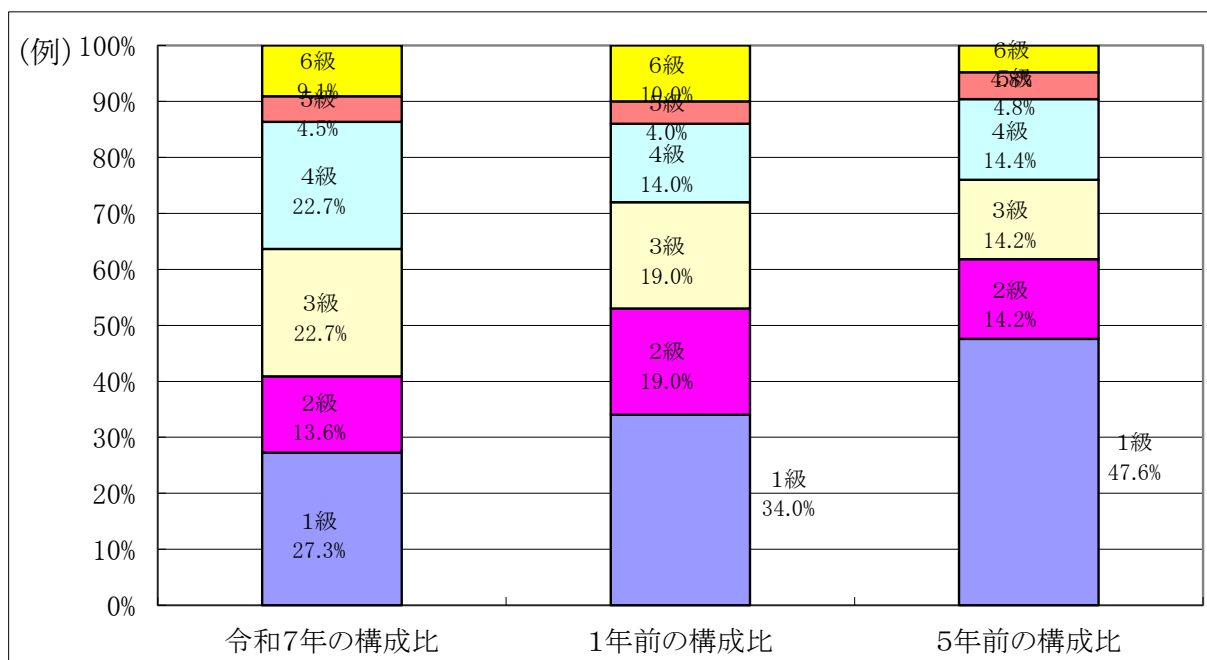
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,400円	357,100円	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

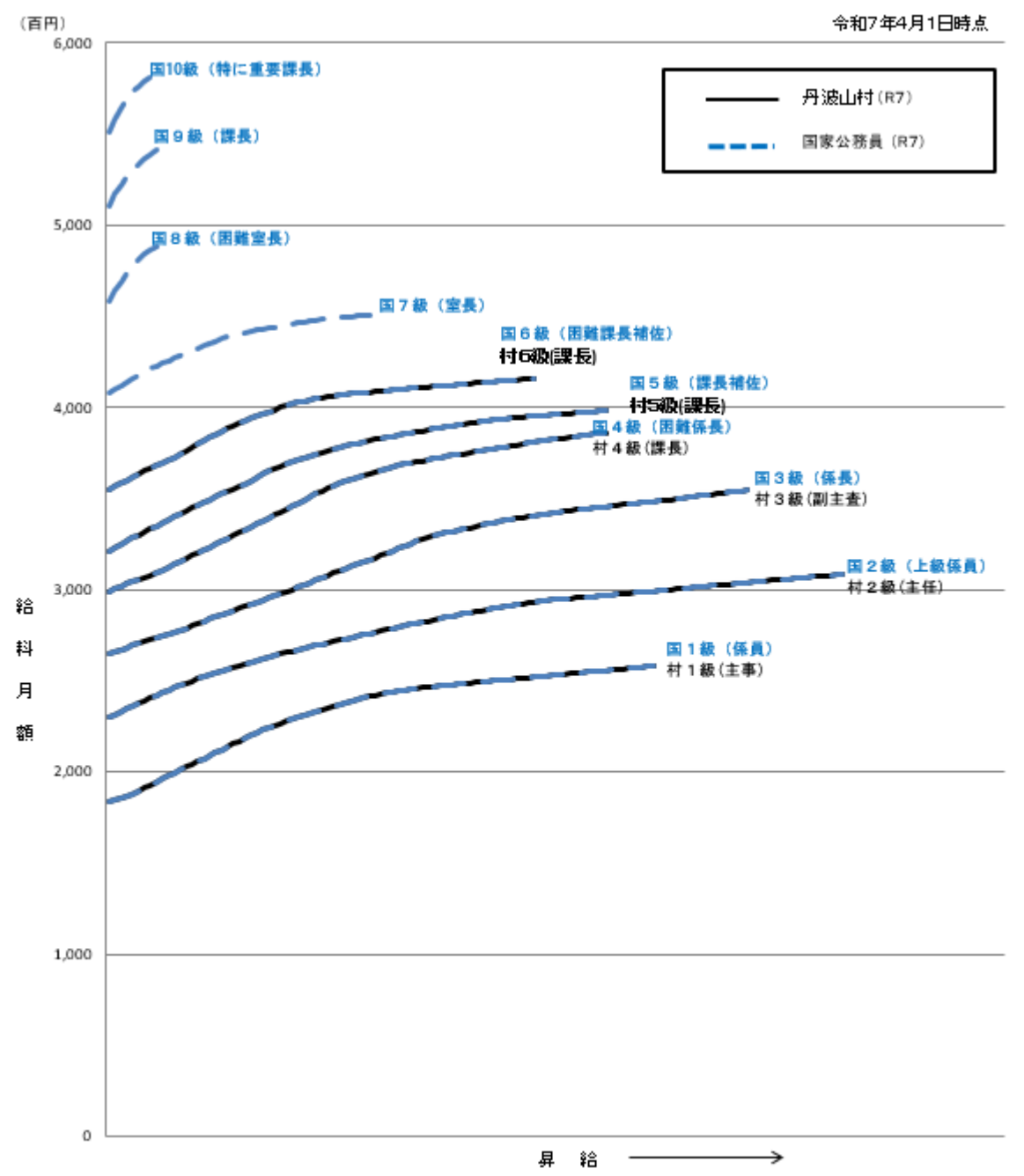
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	6 人	27 %	195,800円	268,300円
2 級	主任の職務	3 人	14 %	242,000円	316,800円
3 級	副主査または主査の職務 会計管理者の職務	5 人	23 %	276,300円	364,200円
4 級	主幹、次長または課長の職務	5 人	23 %	309,800円	396,500円
5 級	困難な業務を行う次長 または課長の職務	1 人	5 %	332,600円	409,000円
6 級	複雑かつ困難な業務を行う課長の職務	2 人	9 %	366,800円	427,000円

- （注） 1 丹波山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（丹波山村）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	—	○	—
上位、標準の区分		—	—	—	—
標準、下位の区分		—	—	—	—
標準の区分のみ（一律）			—		—
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丹波山村	山梨県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,257千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,695千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.375)月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（丹波山村）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	

	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ.	人事評価を活用していない	—		—	
	活用予定時期	—		—	

(2) 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

丹波山村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率 83.7/100			調整率 83.7/100		
その他の加算措置 定年前早期特例措置 (割増率 2～45%)			その他の加算措置 定年前早期特例措置 (割増率 2～45%)		
1人当たり 平均支給額 741 千円			—		

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

* 丹波山村では地域手当未支給のため実績なし

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（6 年度決算）			10,272 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（6 年度決算）			10,272 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6 年度）			3.8 %	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6 年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療報酬	診療所に勤務する 常勤医師	診療所での医療 の提供	10,272 千円	月額 856 千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	4, 4 6 3 千円
職員一人当たり平均支給年額（6年度決算）	2 1 3 千円
支給実績（5年度決算）	6, 3 5 0 千円
職員一人当たり平均支給年額（5年度決算）	1 6 0 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		1, 3 2 0 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（6年度決算）		6 2, 8 5 7 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
丹波山村 （4級地）	世帯主かつ扶養親族のある職員	1 9, 8 0 0 円
	世帯主かつ扶養親族のない職員	1 1, 4 0 0 円
	その他の職員	8, 2 0 0 円

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （○年度決算）
扶養手当	・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 （16歳以上22歳年度末までの子） 5,000円加算 ・父母等 6,500円	国と同じ		2,034千円	円
住居手当	借家で家賃16,000円を超える場合に限り、家賃の額に応じ支給	国と同じ		1,134千円	円
通勤手当	自動車等を使用する場合、通勤距離が片道2km以上の場合に支給	国と同じ		1,521千円	円
管理職手当	管理者または監督の地域にある職員に支給	国と同じ		3,120千円	円
宿日直手当	勤務1回につき4,400円を支給	国と同じ		1,056千円	円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	村 長	520,000 円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 814,000 円／ 457,500 円
	副 村 長	440,000 円 (- 円)	651,000 円／ 440,000 円
報 酬	議 長	215,000 円 (- 円)	360,000 円／ 140,000 円
	副 議 長	183,000 円 (- 円)	320,000 円／ 115,000 円
	議 員	160,000 円 (- 円)	300,000 円／ 100,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(6年度支給割合) 3.95 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.95 月分	
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 支給月数×支給率(0.42)×1期(48期) 10,483,200円 任期毎 支給月数×支給率(0.52)×1期(48期) 5,280,000円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

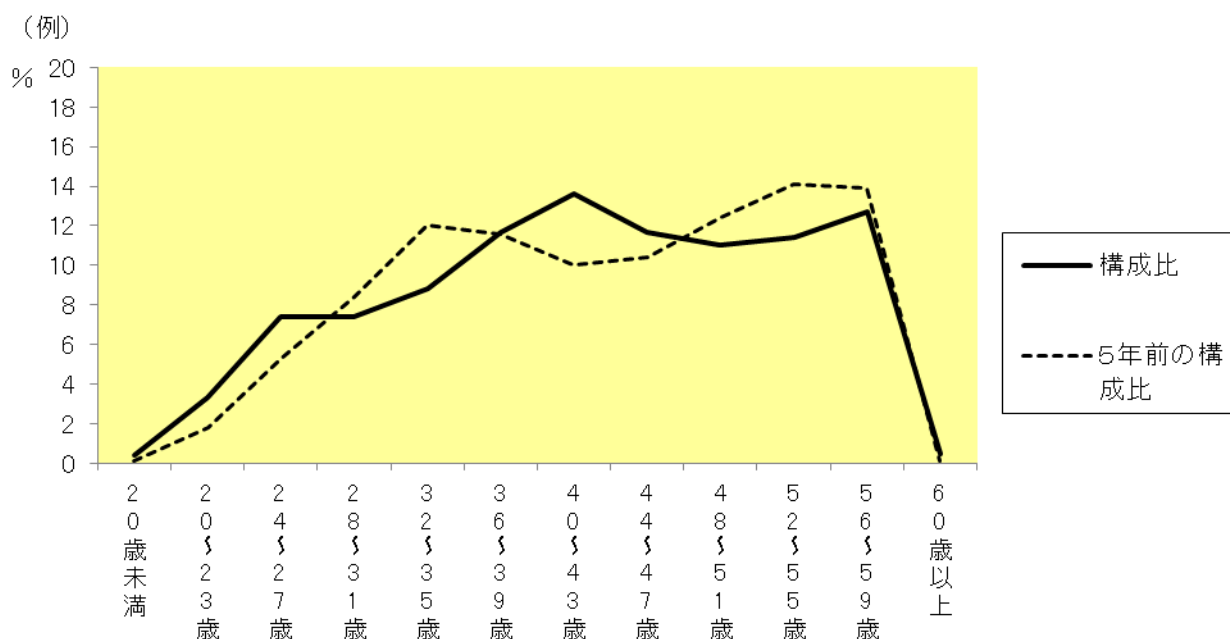
（百万円）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1 -1	職 員 兼 務 に よ る 事 業 会 計 処 理 上 の 都 合 の た め
		総 務	9	9		
		税 務	1	1		
		農 林 水 産	1	1		
		商 工 土 木	0	1		
		民 生 衛 生	1	1		
	計	4	3			
		2	2		< 参 考 > 人口1万当たり職員数 308.44 人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 227.58 人）	
	教 育 部 門	2	1	-1		
	消 防 部 門	0	0			
	小 計	2	1	-1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 379.54 人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 265.35 人）	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	3	0	-3		
	水 道 下 水 道	1	2	1		
	そ の 他	1	2	1		
	小 計	5	4	-1		
合 計			26	24	-2	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 454.55 人
			[32]	[32]	[32]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	3人	1人	2人	6人	1人	5人	2人	1人	2人	1人	24人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	22	21	22	21	19	19	▲3(13%)
教育	2	2	2	2	2	1	▲1(50%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	24	23	24	23	21	20	▲4(16%)
公営企業等会計計	5	6	6	7	5	4	▲1(20%)
総合計	29	29	30	30	26	24	▲5(17%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。